

○ 伊予市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

平成 21 年 1 1 月 2 4 日伊予市告示第 103 号

伊予市自主防災組織活動事業費補助金交付要綱

(目的)

第 1 条 この要綱は、自主防災組織が実施する防災活動に要する経費に対して、市が予算の範囲内で伊予市自主防災組織活動事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することにより、自主防災組織の自主的で自発的な防災活動を助長し、組織の育成を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「自主防災組織」とは、伊予市自主防災組織結成支援補助金交付要綱(平成 19 年伊予市告示第 96 号)に基づき市長が認定した団体をいう。

(補助対象経費等)

第 3 条 補助金の交付の対象となる補助事業及び補助対象経費は、自主防災組織が実施する防災活動のうち、別表に定めるものとする。

(補助金額)

第 4 条 補助金の額は、次表に定める補助基準額又は補助限度額のいずれか少ない額とする。

補助基準額	補助限度額
補助対象経費の 2/3 以内(ただし、消火放水設備については 1/2 以内)	100,000 円

2 同一年度内に 2 回以上の補助事業を実施する当該自主防災組織の補助限度額は、合計で 100,000 円とする。

(交付申請)

第 5 条 補助金の交付の申請をしようとする者(以下「申請者」という。)は、伊予市自主防災組織活動事業費補助金交付申請書(様式第 1 号)に事業計画書及び収支予算書を添えて、市長が定める期日までに市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知)

第 6 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において交付の決定をし、伊予市自主防災組織活動事業費補助金交付決定通知書(様式第 2 号)により、申請者に通知するものとする。

2 前項の場合において、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認めたときは、条件を付することができる。

(補助事業の遂行)

第7条 前条第1項の規定により通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行わなければならない。

(状況報告)

第8条 市長は、必要に応じ、補助事業を適正に執行させるため、補助事業者に当該補助事業の執行の状況報告を求め、又は必要な指示をすることができる。

(計画変更)

第9条 補助事業者は、補助事業の計画変更が生じたときは、直ちに伊予市自主防災組織活動事業計画変更届（様式第3号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更届を受理したときは、変更内容を審査し、適当と認めたときは補助金交付の変更決定をし、伊予市自主防災組織活動事業費補助金交付変更決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(補助事業の中止)

第10条 補助事業者は、補助事業を中止しようとするときは、あらかじめ伊予市自主防災組織活動事業中止承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助事業実施年度の3月31日のいずれか早い日までに伊予市自主防災組織活動事業実績報告書（様式第6号。以下「報告書」という。）に収支精算書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第12条 市長は、前条の報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、伊予市自主防災組織活動事業費補助金確定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

(補助金の支払)

第13条 市長は、前条の規定による補助金の額の確定を行った後に補助金を支払うものとする。ただし、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認められる場合には、第6条の規定による交付決定後に概算払をすることができる。

(補助金の概算払及び精算払の請求)

第14条 補助事業者は、前条の規定により補助金の精算払又は概算払を受

けようとするときは、伊予市自主防災組織活動事業費補助金精算（概算）
払請求書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（帳簿等の備付け）

第16条 補助事業者は、当該補助事業に関する帳簿を備え、その収入額及び支出額を記載するとともに、その内容を証する書類を整備保管し、補助金の使途を明らかにしておかなければならない。

（検査）

第17条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、補助事業者の報告に基づき帳簿等関係書類及び物件を検査することができる。

（交付決定の取消し等）

第18条 市長は、補助事業者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱若しくは補助金交付の条件又は市長の指示に違反したとき。
- (2) 補助事業を中止又は廃止したとき。
- (3) 交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているとき。
- (4) 補助事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

（委任）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は平成21年11月24日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

1 地域防災活動事業

内 容	
啓発活動	啓発に関する書類等の作成に要する経費
	チラシ、パンフレット、資料等の印刷費及び消耗品費
	啓発に関する資料の購入費
訓練活動	防災マップ作成、災害時要援護者登録に要する経費
	材料費、消耗品費、印刷費
	訓練実施に要する材料費及び燃料費
	(1) 訓練及び講習に使用する材料、資材、燃料等に係る経費等 (2) 消火剤補てん経費
	訓練会場経費
	(1) 会場使用料 (2) 会場設営に必要な備品等(放送機器、机、椅子、テント等)の借上料
	訓練資料作成経費
研修活動	準備段階での各種資料、実施要領等、チラシ・パンフレット作成に要する印刷費及び消耗品費
	手数料
	訓練実施のために必要な各種の申請に係る手数料等
	保険料
研修活動	研修会開催経費
	(1) 講師謝金・交通費 (2) 資料作成に要する印刷費・消耗品費 (3) 会場又は備品の使用料 (4) 非常食、水等の飲食物購入費(体験及び防災意識啓発のために配布するものに限る。)
研修活動	研修参加経費
	(1) 受講料、申込料 (2) 県外での研修参加に要する交通費・宿泊代

備考 上記以外の物品や内容であっても、それぞれの用途や目的のために有効であると認めるものについては、対象とする。

2 防災資機材整備事業

区 分	物 品 名
情報連絡用具	ハンドマイク、携帯用無線機、広報用スピーカー
消火用具	消火器、街頭用消火器一式、バケツ、ポリタンク
救出・救護用品	はしご、救助用ロープ、スコップ、のこぎり、金テコ、バール、つるはし、掛矢、ジャッキ、鉄線カッター、一輪車、リヤカー、救命胴衣、担架、救急セット
避難用具	ヘルメット、投光器、標旗、テント、腕章、防水シート、発電機、強力ライト
給食・給水用具	釜、鍋、やかん、飯ごう、食器、給水タンク
収納庫	資機材収納庫
消火放水設備	消火ホース、消火栓ボックス、かんそうノズル等 （ なお、公設消火栓（伊予市の水道に設置している消火栓）に取り付ける場合にあつては、消火ホースは消火活動に十分有効な能力があることを確認のうえ整備すること。 このうち、接手金具の呼称65ミリメートルのものについては、設置する水道管の直径が75ミリメートル以上で、かつ、静水圧が0.3メガパスカル以上であることを確認すること。
その他	防災上有効なものとして、市長が必要と認めるもの